大津市ガス事業
中長期経営計画（経営戦略）
【2018年度改訂版】

平成２９年度（2017年度）から

平成４０年度（2028年度）まで

大津市企業局

目　次

第１章　経営計画策定の趣旨と位置づけ 3
１　策定趣旨（策定の背景） 3
（１）当初策定時の策定趣旨 3
（２）本計画の改訂にあたって 3
２　位置づけ 4
３　計画期間 5
４　これまでの取り組み 6
第２章　ガス事業のあゆみ 7
第３章　ガス事業の現状と課題 10
１　大津市の概況 10
２　供給戸数と供給量 11
３　導管・施設の状況 13
４　託送料金体系 17
５　保安対策 18
６　危機管理・災害対策 19
７　環境への配慮 22
８　お客様サービス 23
９　経営の状況 25
10 ガスの小売全面自由化と大津市ガス特定運営事業等の開始 28
第４章　基本方針と主要施策 31
１　基本方針 31
２　大津市ガス特定運営事業等の業務範囲 32
３　主要施策Ⅰ（安全、安心で安定したガス供給の確保） 33
（１）未供給地域への導管整備 33
（２）ガス導管の耐震化 35
（３）導管・施設の更新 36

（４）保安対策の充実……38
（５）危機管理体制の強化……40
４　主要施策Ⅱ（持続可能な健全経営の維持）……41
（１）事業経営の適正化……41
（２）経費削減への取り組み……42
（３）新会社の経営状況の確認……42
（４）人材育成と組織づくり……43
（５）環境負荷低減施策の推進……44
（６）情報公開及びお客様ニーズの把握……44
（７）広報活動の充実……44
（８）都市ガスの利用促進……44
（９）高齢者宅安全点検の実施……45
（10）お客様センターの充実……45
（11）情報通信技術の活用……45
（12）建設工事業者における施工技術及び品質の向上……45
５　施策目標……46
６　総事業費……47
第５章　投資・財政計画……48
１　経営目標の設定……48
２　投資・財政計画の策定にあたっての説明……48
３　投資と経営の効率化・健全化の取り組み……52
４　投資・財政計画……53
第6章　進捗管理……57
用語説明（本文中の※数字）……59

表紙に使用している左のロゴは、大津市企業局の新たなコミュニケーションマークとして、成安造形大学様のご協力を得て、平成28年10月に制定しました。

第１章　経営計画策定の趣旨と位置づけ

1 策定趣旨（策定の背景）

（１）当初策定時の策定趣旨

本市のガス事業は、昭和12年に供給を開始して以来、82年の歴史があります。この間、市域の拡大と市勢の発展とともに供給区域※1の拡大を図りながら、安全、安心で安定したガス供給の継続のもと、お客様である市民の皆様に、低廉なガスをお届けしてまいりました。

総務省は、平成16年に「中期経営計画の策定」を各事業者に求め、さらに平成17年には「中期経営計画」と「集中改革プラン」の整合が図られ、経営状況等をお客様に示すことにより、一層の経営改革と経営の健全化及び事業の活性化に努めることを事業者に求めました。

この要請に応じ、本市としては平成18年に大津市（ガス事業）中期経営計画（第Ⅰ期：平成18～21年度、第Ⅱ期：平成22～24年度、第Ⅲ期：平成25～28年度）を策定し、効率的な事業運営に努めてきました。

本市のガス事業は全国の公営ガス事業者のうち、仙台市に次いで２番目の売上規模ですが、景気の低迷や省エネ意識の浸透、平均気温の上昇などの影響により、近年、都市ガス※2の販売量は減少傾向となっています。

また、市街地の多くはガス導管の整備が完了していますが、オール電化住宅等の普及もあり、平成27年度末の普及率は70.1％となっています。今後、施設の経年化に伴い更新費用が増加する中で人口減少社会の到来が現実味を帯びること、また平成29年４月から始まるガスの小売全面自由化※3により、これまで経験したことのない事業環境の変化が訪れようとしています。

このようなガス事業を取り巻く環境の変化や今後のガス事業の課題に柔軟に対応し、ガス事業者の使命である安全で安定したガスの供給と更なるお客様サービスの向上が図れるよう、第Ⅲ期大津市（ガス事業）中期経営計画を承継する計画として、大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）（以下「本計画」という。）を策定しました。

（２）本計画の改訂にあたって

本市では、国が進めるガスシステム改革（ガス小売全面自由化）等の経営環境の変化に対応していくため、平成29年度に学識経験者等で構成する「大津市ガス事業の在り方検討委員会」を設置し、将来の本市ガス事業の在り方についての検討を行いました。

本文中の※○（数字）については、Ｐ.59以降の用語説明を参照

その結果、「ガスの小売全面自由化への対応、安心で安全なガス事業における緊急保安体制を持続させる観点から、定量的な分析結果も踏まえ、大津市において公営でガス事業を継続することは困難であると判断する。公営方式に代わる事業運営形態としては、市と民間事業者との官民連携による新会社を設立したうえで、公共施設等運営権制度※4を活用する方式が定性面及び定量面の評価から最適であると考える。」との答申を受けました。

これにより、「大津市ガス特定運営事業等※5実施方針」の公表をはじめとするPFI法※6に基づく手続きを経て、本市のガス小売事業については、新たに官民が共同出資して設立した新会社「びわ湖ブルーエナジー株式会社※7（平成30年11月２日設立）」（以下「新会社」という。）が引き継ぎ、実施することになります。あわせて、本市ガス事業は、平成31年３月をもってガス小売事業※8を廃止し、同年4月から一般ガス導管事業者※9として、新たなスタートを切ることになります。

このことを踏まえ、今後の事業計画や投資・財政計画を見直し、本計画を改訂します。

2 位置づけ

本計画では、本市ガス事業の課題を整理し、今後の中長期的な事業運営の方針（取り組み姿勢）を示すとともに、具体的な施策及び取り組み事項などを「主要施策」としてまとめています。

「主要施策」は、施設整備や安全対策の向上、経営の効率化に関するものなど、様々な施策から構成しています。これらの施策のうち、施設整備などの支出に係るものを投資計画とし、今後の収入の見通しを財源計画として、これらの投資と財源の均衡が図られるよう調整した投資・財政計画を策定しました。これは、総務省が平成26年８月29日に通知した「公営企業の経営に当たっての留意事項について※10」において、策定を推奨している「経営戦略」に位置づけられるものです。

また、本市が平成29年３月に策定した「大津市総合計画※11」（平成29～40年度）、「大津市行政改革プラン2017※12」（平成29～32年度）の関連計画として位置づけられます。

③ 計画期間

本計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの指針となる「大津市総合計画」との整合を図り、計画期間については、同計画の目標年次である平成40年度までの12年間（平成29～40年度）としました。

「主要施策」の実施にあたっては、計画期間を「前期４年間（平成29～32年度）」、「中期４年間（平成33～36年度）」、「後期４年間（平成37～40年度）」の３期に分けて進捗管理を行い、事業環境の変化等に対応しつつ、各期末時点においてレビュー及び見直しを行いながら、事業の適正かつ効率的な実施を推進していきます。

なお、今回の本計画の改訂にあたっては、計画期間の変更は行いません。

大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）の位置づけと計画期間

④ これまでの取り組み

本計画では、これまで実施してきた経営改革に関する取り組みや、平成29年４月からのガスの小売全面自由化に対する施策などを反映しています。

平成25年度は、中長期的な経営戦略を検討するため、経営目標を設定したうえで、20年間の収支シミュレーションを行い、経営目標達成のための改革施策について検討を行いました。また、平成26年度には、大津市企業局経営改革プロジェクト会議※13を立ち上げ、平成27年度からはガスの小売全面自由化に向けた施策を含むガス事業の将来的な構想等について検討を重ねました。

これら近年の取り組みの集大成として、平成28年度に本市ガス事業の指針となる本計画を取りまとめました。

平成29年4月からのガス小売全面自由化の施行や本市ガス事業の在り方の検討、平成31年４月からの大津市ガス特定運営事業等の開始に伴い、本計画を改訂します。

平成２５年度　大津市企業局中長期経営戦略検討

平成２６年度　大津市企業局経営改革プロジェクト会議
（～平成２８年度）

平成２７年度　ガスの小売全面自由化における施策検討
（～平成２８年度）

平成２８年度　大津市ガス事業
中長期経営計画（経営戦略）策定

平成２９年度　大津市ガス事業の在り方検討
PFI法に基づく実施方針に関する条例制定
平成３０年度　大津市ガス特定運営事業等の事業者選定
公共施設等運営権設定・実施契約

平成３０年度　大津市ガス事業
中長期経営計画（経営戦略）改訂

第２章　ガス事業のあゆみ

本市の都市ガスは、昭和12年１月に商工大臣からガス事業の許可を取得し、近江瓦斯㈱より事業の譲渡を受けました。これにより、同年３月より、旧大津市及び旧膳所町一円（1,426戸）で供給を開始しました。

昭和20年４月末には第二次世界大戦の影響で本市へのガス輸送量が激減し、一時、お客様へのガス供給の停止を余儀なくされました。しかし、昭和22年１月には供給を再開し、その後、経済復興により家庭用燃料、工業用燃料としてのガス需要は著しく増加しました。

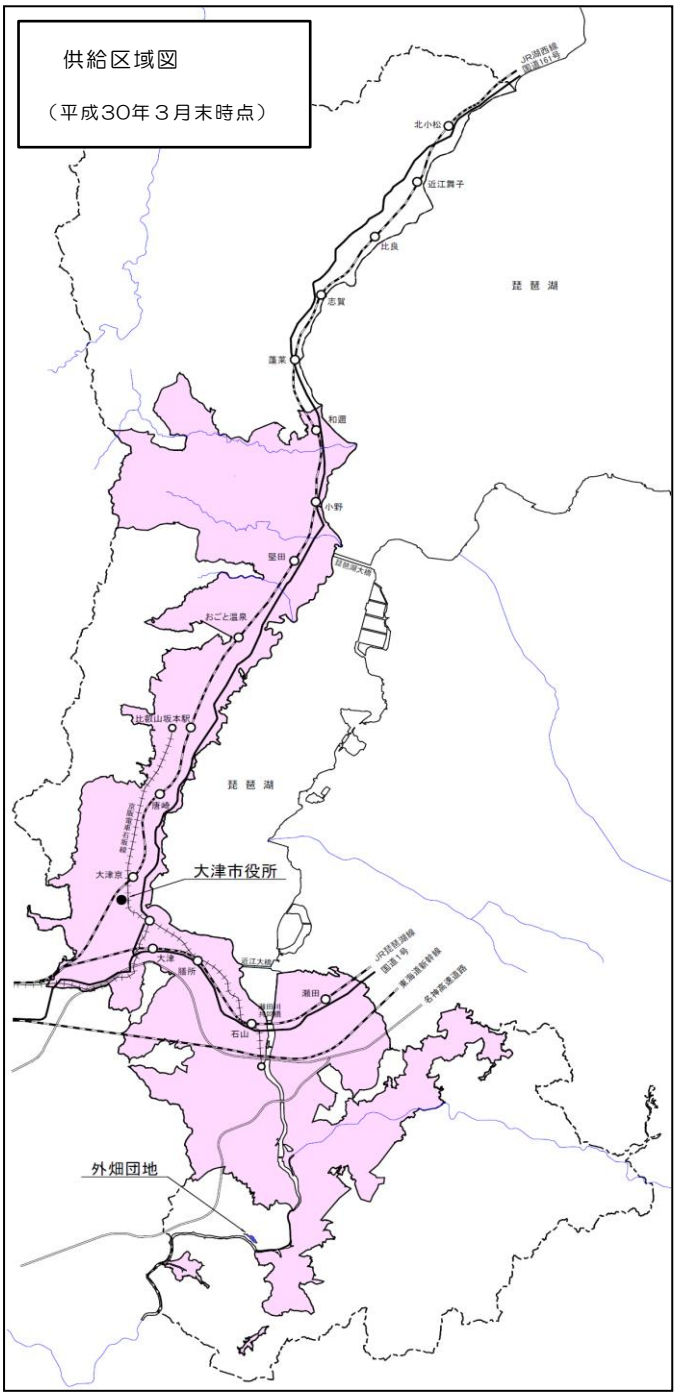

昭和33年９月に錦織地域及び石山地域において初めて供給区域の拡張を行いました。その後、北部地域、南部地域及び東部地域へ広く供給区域の拡張を行い、現在の区域に至っています。

また、ＬＰガス※1については、昭和40年６月に、穴太団地において本市で初めて供給を開始し、その後20箇所のＬＰガス供給を行いましたが、都市ガスの導管整備に伴い天然ガスへの転換を行ったことから、現在では石山外畑地域のみとなっています。

年表　本市ガス事業の主な出来事

年	主な出来事
昭和　12年	商工大臣からガス事業譲受の許可取得、ガス供給を開始 供給区域は旧大津市及び旧膳所町一円で、供給戸数は1,426戸
33年	供給区域拡張(錦織、石山)
40年	穴太団地において本市で初めてＬＰＧ供給開始、 供給区域拡張(滋賀里～藤尾の一部)
41年	供給区域拡張(木の岡、石山平津町)
42年	瀬田町及び堅田町と合併、供給区域拡張(瀬田)
45年	兼業許可取得(液化石油ガス販売事業)、供給区域拡張(南郷町の一部)
50年	供給区域拡張(南大萱、月輪)
51年	供給区域拡張(日吉台ニュータウン、比叡辻団地)
53年	供給区域変更(藤尾の一部)、藤尾事故発生、全整圧器改修
54年	供給区域拡張(下阪本、比叡辻の一部)、 天然ガス転換(4,500kcal/㎥から11,000kcal/㎥)
55年	大津湖南幹線パイプライン完成、受託ガス輸送事業開始
59年	供給区域拡張(若葉台、真野町、今堅田三丁目の一部)
61年	供給区域拡張(下阪本、比叡辻、仰木、衣川、雄琴の一部)
63年	中圧北部幹線パイプライン完成、 供給区域拡張(堅田、雄琴、瀬田、上田上の一部)
平成　2年	供給区域拡張(堅田、雄琴、田上の一部)
3年	中圧北部幹線二系統化完成、中圧東南部パイプライン二系統化完成、 供給区域拡張(堅田ほか)
5年	㈱大津ガスサービスセンター設立
7年	阪神大震災に伴い企業局から救援隊を派遣、 供給区域拡張(大谷町、堅田一丁目ほか)
8年	大津北部幹線による受託ガス輸送(琵琶湖大橋ルート)開始、 料金改定、原料費調整制度導入
10年	供給区域拡張(真野大野一・二丁目、真野家田町、真野谷口町、大谷町の一部)
11年	供給区域拡張(仰木七丁目の一部、神領四丁目)
12年	修繕専門会社「㈱パイプラインサービスおおつ」設立
15年	料金改定、供給区域拡張(大石曽束一～五丁目、大石淀一丁目ほか)、 受託ガス輸送事業廃止
16年	託送供給約款の新設、供給区域拡張(伊香立下龍華町(一部除く)、羽栗一丁目)
17年	ガバナ遠隔監視制御システム設置
18年	志賀町と合併、大津市（ガス事業）中期経営計画策定、 ガスショールーム「キットココ」開設

第２章　ガス事業のあゆみ

年	主な出来事
平成　19年	料金改定
20年	供給区域拡張(枝四丁目、里一～四丁目、関津一～五丁目、黒津五丁目ほか)
21年	原料費調整制度の改正、供給区域拡張(南郷上山町ほか)
22年	第Ⅱ期　大津市（ガス事業）中期経営計画策定、供給区域拡張(仰木三丁目ほか)
23年	東日本大震災に伴い企業局から救援隊を派遣
24年	供給区域拡張(和邇中浜、小野、伊香立向在地町、羽栗二～三丁目ほか)
25年	第Ⅲ期　大津市（ガス事業）中期経営計画策定、料金改定
26年	料金改定(消費税率の変更)
28年	ガスショールーム「キットココ」閉館、料金改定(石油石炭税の増税) 託送供給約款認可
29年	最終保障供給約款届出 大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）策定 都市ガス事業の小売全面自由化 開始
30年	大阪北部地震に伴い企業局から救援隊を派遣 公共施設等運営権方式を活用し、ガスの小売事業を実施する新会社を設立

第３章　ガス事業の現状と課題

1 大津市の概況

本市は、本州のほぼ中央、滋賀県の南西部に位置する滋賀県の県庁所在地であり、琵琶湖に面するとともに、近畿圏の中心地である大阪市まで約50km、中京圏の中心地である名古屋市まで約100kmの距離にあります。

市域は、東西約20.6km、南北約45.6km、総面積は464.51㎢であり、琵琶湖と比良、比叡、音羽、田上などの山並み（自然公園と風致地区）に包まれ、琵琶湖に注ぐ河川も多く、自然豊かなまちです。

また、本市は、古代から現代に至るまで、市域の数多くの地域が歴史の舞台となってきました。西暦667年には天智天皇が近江大津宮を置いたほか、比叡山延暦寺、石山寺、園城寺、西教寺、日吉大社を始め、市域の至るところに史跡や歴史的建造物が数多く残されています。そして、地理的には旧東海道と旧北国海道の分岐点にあり、琵琶湖の舟運も含め、古くから交通の要衝として商業や交易が盛んに営まれたまちでもありました。

今日では、国土の大動脈となる名神高速道路、新名神高速道路、国道１号、国道161号、西大津バイパス、湖西道路、志賀バイパス、京滋バイパス等の道路やＪＲ琵琶湖線、ＪＲ湖西線、京阪石山坂本線・京津線による高い交通利便性の下、便利で住み良い居住空間として、また、多様な産業活動が営まれるまちとしての性格を有しています。

さらに、市域は、数次の合併によって形成されてきており、地域ごとに独自の自然、歴史及び文化が息づき、それぞれ多様性にあふれる点が本市の特徴といえます。

（「第５次大津市国土利用計画」から）

＜大津市の位置＞

＜大津市のまちなみ＞

② 供給戸数と供給量

（１）供給区域内戸数と供給戸数

平成29年度末における供給区域内戸数は138,407戸、供給戸数は97,185戸であり、普及率は70.2%となっています。供給区域の拡張等に伴い供給区域内戸数は増加していますが、オール電化の普及等に伴い、新規需要が伸びず、普及率としては減少傾向となっています。

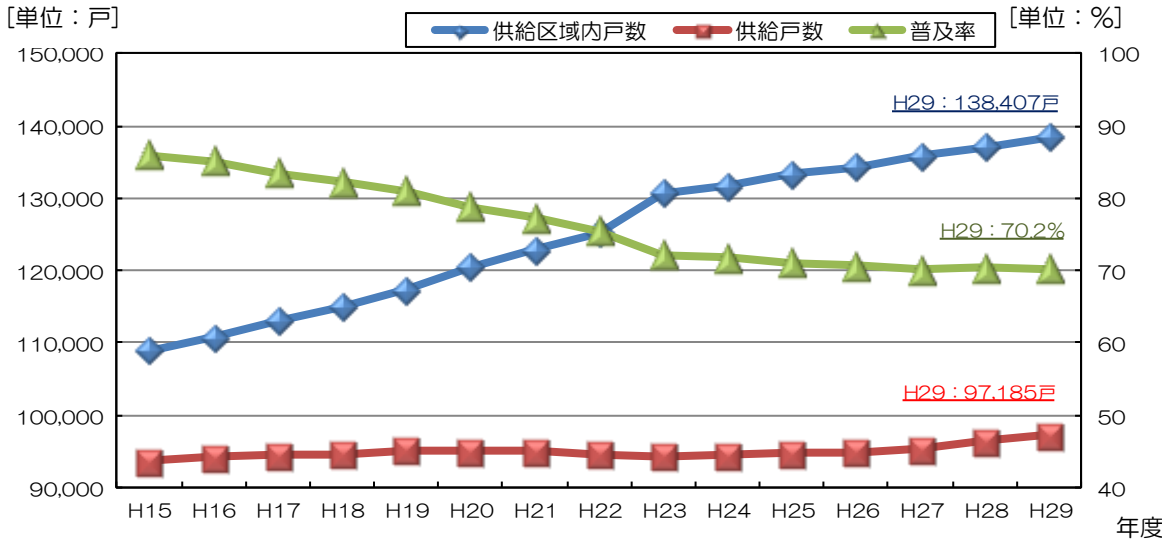

（２）年間ガス供給量

年間ガス供給量（ガス需要）は、大規模工場などの大口需要家のガス需要の増減により、平成22年度をピークに減少しておりましたが、近年は横ばい傾向です。平成29年度の年間ガス供給量は17,023万㎥となっています。

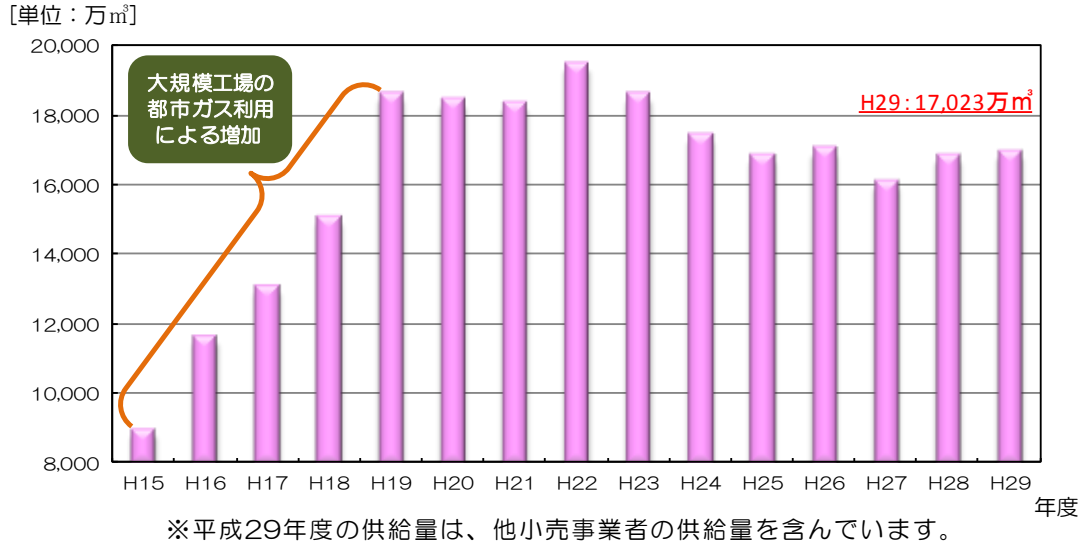

※平成29年度の供給量は、他小売事業者の供給量を含んでいます。

（３）家庭用１戸あたりの月間平均使用量

家庭用では、省エネ意識の浸透や、ガス機器の性能向上、平均気温の上昇などにより、減少傾向となっています。平成29年度は冬場の平均気温が低かったこともあり、前年度に比べ増加となりました。

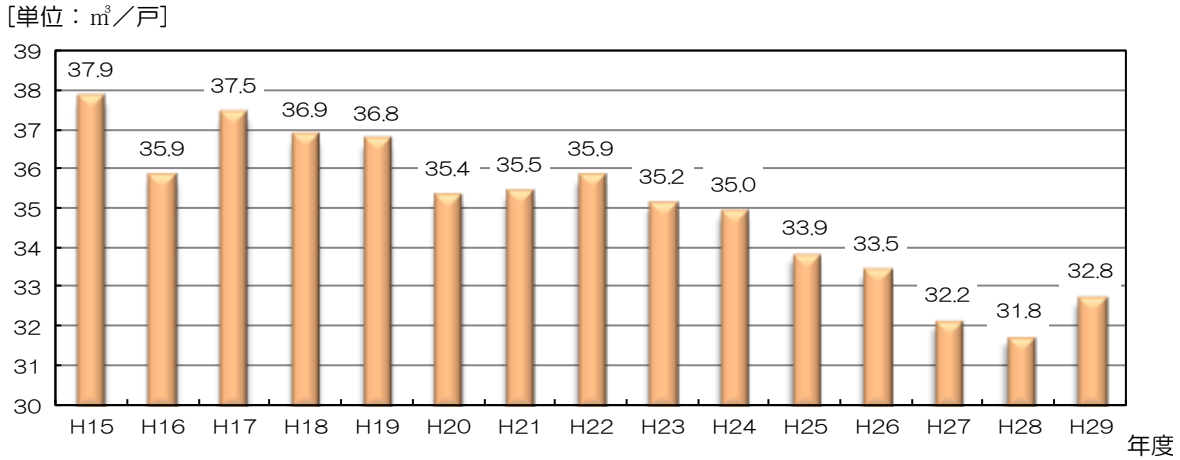

（４）工業用及び商業用における年間ガス供給量の推移

工業用及び商業用の年間ガス供給量は、平成22年度をピークに減少しておりましたが、近年は横ばい傾向となっています。

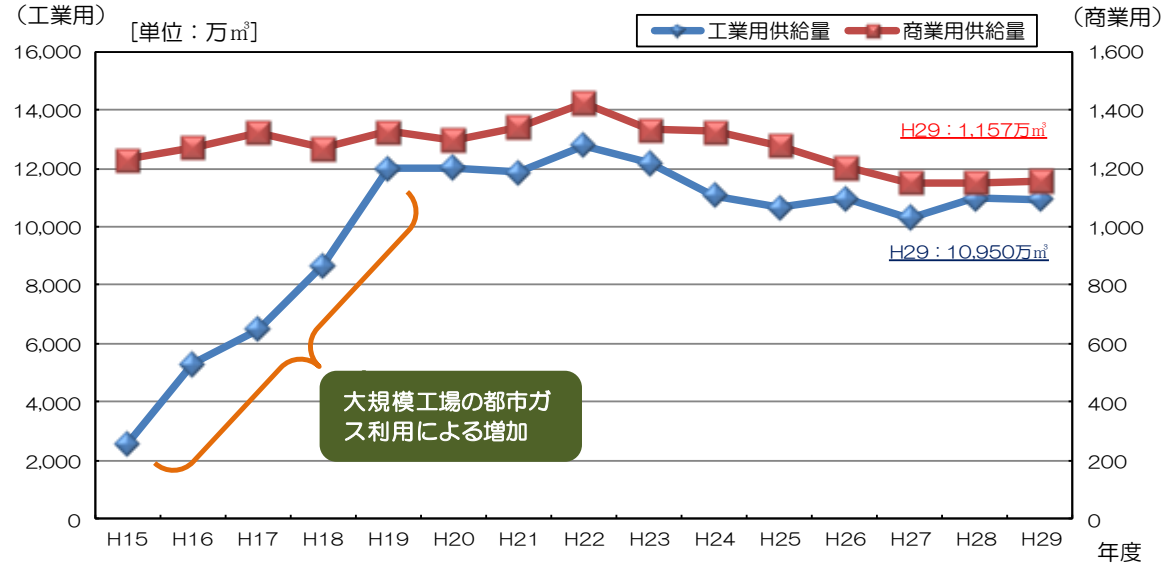

課題

- 人口減少、省エネ意識の浸透などによるガス需要の減少
- 電気、プロパンガス、重油などの他エネルギーとの競合

３ 導管・施設の状況

（１）導管

都市ガスは、５つの地域に設置された基メーター※1を経由して、中圧Ａ導管※2及び中圧Ｂ導管※3を用いて市内に受入れを行っています。北部は守山市（水保）から堅田地域へ、中部は京都市から藤尾地域へ、南部は草津市（南草津及び新浜）から瀬田地域へ、他に大石地域からも受入れを行っています。

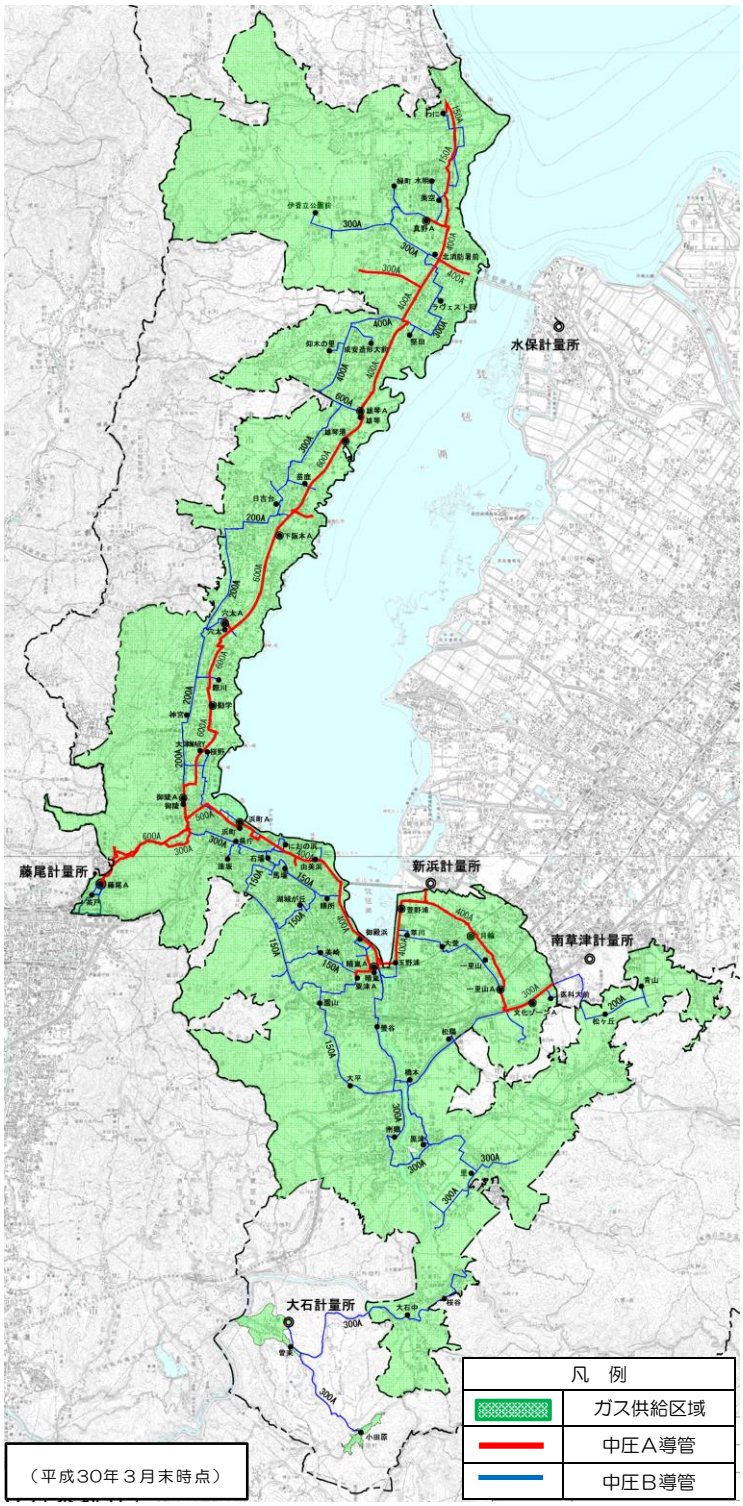

中圧Ａ導管は、大津湖南幹線として、藤尾地域から三井寺町を経由して草津市（南草津及び新浜）まで口径600～300mmの導管を布設しています。また、大津北部幹線として、三井寺町から分岐して真野地域まで口径600及び400mmの導管を布設しています。

中圧Ａ導管により輸送される都市ガスは中圧Ａ整圧器（ガバナ）※4で圧力を調整し、中圧Ｂ導管により各地域へ輸送されます。中圧Ｂ導管として、北部は和邇地域まで、南部は南郷地域まで、東部は瀬田地域から田上地域まで口径300、200及び150mmの導管を布設しています。

中圧Ｂ導管により輸送される都市ガスは地区整圧器（ガバナ）※5で圧力を調整し、低圧導管※6を介して各ご家庭などへ供給しています。

① 中圧、低圧導管の布設状況

平成29年度末の中圧導管延長は、中圧Ａ導管が約50km、中圧Ｂ導管が約109kmで、原則、鋼管を使用し、全域的に電気防食による腐食対策を行っています。昭和50年まではアスファルトジュート巻鋼管（AJ管）※7を布設していましたが、現在では、防食効果の高いポリエチレン被覆鋼管※8を使用しています。

また、平成29年度末の低圧導管延長は、約1,127kmであり、鋼管、鋳鉄管、ポリエチレン管（PE管）※9の３種類を使用しています。新たに布設する口径200mm以下の導管については、耐震性及び耐久性に優れたPE管を使用しています。

導管（本支管）管種別布設延長（平成30年3月末時点）　（単位：m）

区　分	鋼　管	鋳 鉄 管	Ｐ Ｅ 管	計
中圧本管	159,139	170	0	159,309
低圧本管	15,147	420,089	174,841	610,077
低圧支管	216,839	0	300,234	517,073
合　計	391,125	420,259	475,075	1,286,459

② 導管の経年化状況

ガス導管は、昭和43年以降に急速に布設が進み、平成元年が布設のピークとなっています。地震への対策、腐食や経年化等によるガス漏れを防止するため、ガス型継手鋳鉄管※10（平成29年度末残存延長：6,769m）、SE継手被覆鋼管※11（平成29年度末残存延長：14,706m）、白ガス鋼管（亜鉛めっき鋼管）※12（平成29年度末残存延長：4,803m）及びAJ管（平成29年度末残存延長：23,869m）については、計画的に耐震性及び耐久性の高いガス導管へ布設替えを行っています。

耐震化率※13の推移

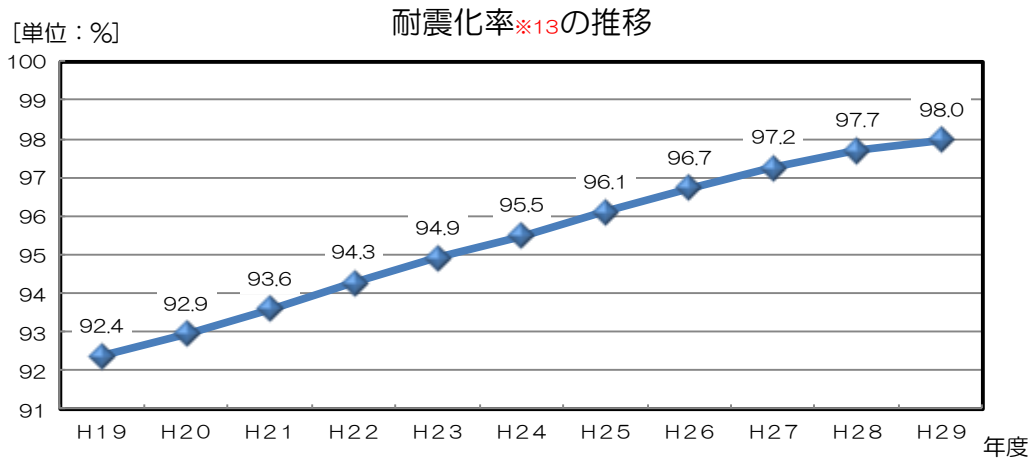

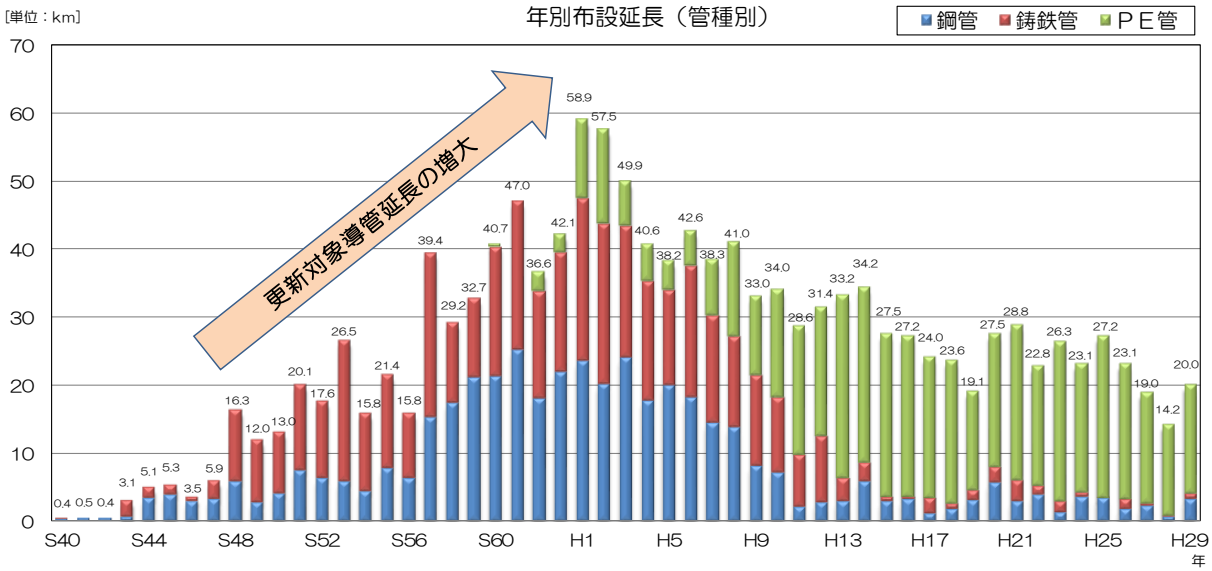

（２）整圧器（ガバナ）

本市の都市ガスの供給圧力は、中圧A、中圧B、低圧の３つの区分があり、一般的なご家庭の使用圧力は低圧であるため、高い圧力の都市ガスは圧力を下げる必要があります。市内には、中圧Ａから中圧Ｂに調整する中圧Ａ整圧器を11箇所、各地域に供給するため低圧に調整する地区整圧器を57箇所設置しています。

市内の整圧器は、市役所に設置するガバナ遠隔監視制御システム※14により圧力や作動状況を一元的に管理しています。本システムにおいて24時間体制で供給状況を監視することにより、お客様に安全、安心で安定的に供給できるよう努めています。

なお、一般的なご家庭には低圧で供給しますが、工業用や商業用などの施設で多くの都市ガスを必要とされる場合は、中圧で供給を行います。

＜整圧器＞

＜ガバナ遠隔監視制御システム監視室＞

中圧Ａ整圧器

名　　称	設　置　場　所	口　径	能　力
晴嵐Ａ	晴嵐一丁目	200mm	56,000㎥/時
御陵Ａ	御陵町	150mm	37,400㎥/時
一里山Ａ	一里山六丁目	100mm	18,100㎥/時
藤尾Ａ	茶戸町	80mm	11,900㎥/時
文化ゾーンＡ	瀬田南大萱町		
穴太Ａ	唐崎三丁目		
わにＡ	和邇今宿	100mm	19,000㎥/時
真野Ａ	真野四丁目		
雄琴Ａ	雄琴二丁目		
粟津Ａ	粟津町		
浜町Ａ	浜町	80mm	11,000㎥/時

（３）電気防食設備

鉄道線路からの迷走電流※15等による導管（塗覆層損傷箇所等）の腐食を防ぐための設備であり、主に中圧導管を対象としており、市内各所に強制排流器※16４基、選択排流器※17６基、外部電源装置※18２基を設置しています。

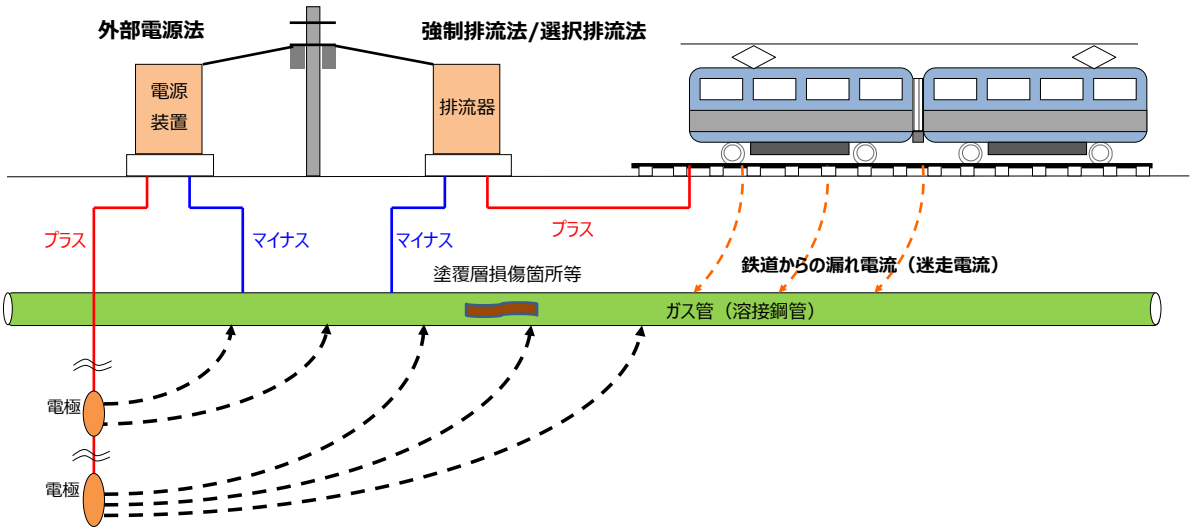

課題

- 更新時期を迎えるガス導管や施設の計画的な更新
- ガス導管の耐震化
- ガス需要の減少に対応した効率的な施設整備

④ 託送料金体系

本市のガス託送料金※19は、ガス事業法の改正に伴い、平成16年4月に年間10万㎥以上使用する大口需要家向けの託送料金を新設し、平成29年4月に全てのお客様を対象とした託送料金を新たに設定しました。

現行の料金体系は、定額基本料金と従量料金の２部料金で構成される標準託送供給料金と、定額基本料金と従量料金に流量基本料金※20を加えた３部料金で構成される選択的託送供給料金があり、選択的託送供給料金は、適用条件により高倍率託送供給料金と大量輸送託送供給料金に分類されます。

標準託送供給料金　（税抜き）

適用区分			定額基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎥）
その他期	料金表Ａ	０㎥から 500 ㎥まで	３５０	６０．１４
	料金表Ｂ	500 ㎥を超え 2,000 ㎥まで	４，０００	５２．８４
	料金表Ｃ	2,000 ㎥を超え 5,000 ㎥まで	１８，０００	４５．８４
	料金表Ｄ	5,000 ㎥を超える場合	３２，０００	４３．０４
冬期	料金表Ｅ	０㎥から 500 ㎥まで	３５０	６０．１４
	料金表Ｆ	500 ㎥を超え 2,000 ㎥まで	２，０００	５６．８４
	料金表Ｇ	2,000 ㎥を超え 5,000 ㎥まで	８，０００	５３．８４
	料金表Ｈ	5,000 ㎥を超える場合	２５，０００	５０．４４

※その他期は４～11 月検針分であり、冬期は 12～３月検針分です。

選択的託送供給料金　＜高倍率託送供給料金＞（税抜き）

適用区分		定額基本料金（円/月）	流量基本料金（円/㎥・月）	従量料金単価（円/㎥）
料金表Ｉ	・契約年間託送供給量が１万㎥以上 ・契約年間託送供給量がメーター能力の 600 倍以上	３，３５０	１３０．００	９．０１

選択的託送供給料金　＜大量輸送託送供給料金＞（税抜き）

適用区分		定額基本料金（円/月）	流量基本料金（円/㎥・月）	従量料金単価（円/㎥）
料金表Ｊ	・契約年間託送供給量が10万㎥以上 ・左記の料金のどちらかを選択	２９，３６０	４１０．００	３．０１
料金表Ｋ		７，６６０	２６０．００	４．３７

課題

・適正な料金水準の維持

５ 保安対策

（１）ガス導管漏えい検査等

漏えい検査については、ガス事業法により４年に１回以上（平成29年４月１日より）実施することが定められています。本市では、重要幹線である中圧Ａ導管の路線や漏えいの可能性が高いとされるガス型継手鋳鉄管と白ガス鋼管を使用している路線について、漏えい事故未然防止のため毎年１回検査を実施しています。その他路線については、３年で全線を１巡できるよう検査を行っています。検査の結果、ガス漏れが発見された場合は速やかに修繕を行います。また、整圧器等のガス工作物の点検整備も定期的に行っています。

＜ガス導管漏えい検査の様子＞

（２）需要家保安対策

①　需要家ガス設備保安巡回（安全点検）

お客様のガス工作物、ガス消費機器及びこれらに付属する給排気設備が正常に機能していることなどを確認するため、ガス事業法に基づき点検を実施し、不良箇所がある場合には、お客様に保安措置や改善を促しています。また、都市ガスの安全な使用方法について周知啓発を行っています。

②　経年埋設内管改善推進

お客様の資産である内管（敷地境界内のガス管）の劣化によるガス漏れ事故を未然に防止するため、経年埋設内管（土中に埋設している白ガス鋼管）を所有されている場合、改善の必要性についての啓発を実施し、取り替えを促進しています。

（３）ガス保安啓発

お客様に安全に都市ガスをご使用いただくため、パンフレットやチラシの配布、企業局広報紙「パイプライン」や企業局ホームページ等を活用し、保安啓発に努めています。

（４）保安体制

ガス事業者にとって保安業務は事業の根幹であり、大津市ガス保安規程において、保安管理体制や保安教育、非常時の措置等を定めています。保安の確保に万全を期すとともに、本市職員をはじめ委託業者を含め教育訓練等を行い、保安レベルの向上に努めています。本市では、24時間365日の緊急出動体制を構築し、不測の事態に備えています。今後は、職員の高年齢化や退職により専門技術職（企業局独自採用職員）が減少していく状況となりますが、緊急保安体制を維持していく必要があります。

課題

- ガス導管の経年化に伴うガス漏えい事故の未然防止
- 保安管理体制の維持

６ 危機管理・災害対策

（１）危機管理体制

地震への対策としては、本市地域防災計画の想定地震動や被害想定などに基づき施策を実施しています。琵琶湖西岸断層帯の南部を震源とする地震については、平成21年度に国の地震調査研究推進本部（地震調査委員会長期評価部会）が同断層を震源とする地震の発生確率を、今後30年間でほぼ０％と評価しています。しかしながら、本市地域防災計画において「常に市域における最大の被害を想定し、防災対策を推進する。」と地震対策の方向性を示しています。

また、南海トラフを震源とする地震については、平成25年度に国の南海トラフ地震対策推進基本計画において滋賀県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたことから、本市地域防災計画においても同地震に対する対策を強化する必要性が盛り込まれました。

これらの災害や事故等に迅速かつ適切に対応できる体制の整備を図るため、「企業局災害対策要綱※21」や「業務継続計画（BCP）※22」などの危機管理に関する計画やマニュアルを策定しています。

（２）ガス導管のブロック化※23、ループ化への取り組み

大規模地震発生時には、ブロック単位でガスの供給を停止することや、整圧器及び主要導管のバルブ（島の関及び丸の内町の２箇所）において遠隔遮断することで、二次災害防止が可能となるシステムを構築しています。また、災害によりガス導管が損傷した場合などに、別ルートから都市ガスの供給ができるよう、ガス導管のループ化を進めています。都市ガスの受入れ拠点が５箇所であるということも、災害による供給停止などの被害を最小限に抑える効果があります。

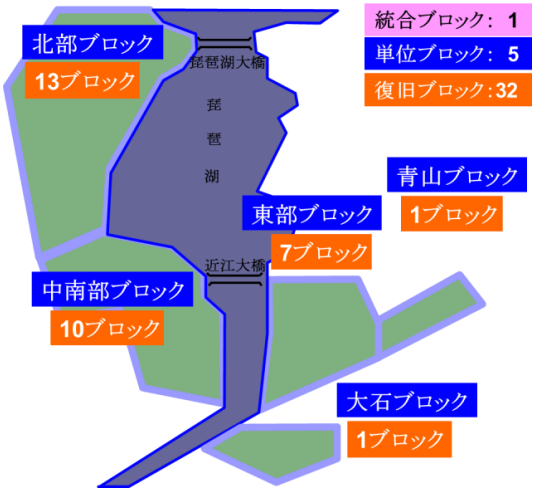

＜緊急遮断弁＞

（３）応急対策

災害時など、ガスの供給が途絶えた場合に、医療施設等の重要施設において、臨時的にガス供給を行えるよう移動式ガス発生設備※24を保有しています。また、一般家庭のお客様には、カセットコンロの配布により対応を行っています。

＜移動式ガス発生設備によるガス供給状況＞

（４）防災訓練

大津市総合防災訓練に参加するほか、企業局独自の災害対応訓練や防災に関する研修を実施することによって、災害対応力の向上に努めています。

（５）関係機関との相互協力体制の構築

不測の事態に迅速かつ適切な緊急措置及び復旧作業を行うために、関係機関（一般社団法人日本ガス協会、民間企業など）と応援体制や支援協定を確立しています。また、他のガス事業者と相互応援が実施できるよう、合同訓練や情報交換会を行い、協力体制を構築しています。

（６）情報通信技術の活用

災害発生初期においては、通信の混乱が予想される中で被害状況の収集や迅速な体制作りが要求されるため、保安部隊の業務用携帯電話を災害時優先電話に設定するなどの対策を講じています。

また、メール配信サービス※25を利用し、登録していただいたお客様に災害や事故等の情報をお届けすることで、迅速な情報提供に努めています。

課題

- 危機管理体制の強化
- 関係機関との相互協力の推進

⑦ 環境への配慮

（１）環境負荷軽減対策

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制するため、環境負荷の少ない天然ガスの利用促進に努めています。

（２）工事における環境対策

工事を行う際には、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用を促進しています。また、工事で発生するアスファルト塊及びコンクリート塊の処理については、再資源化に努めています。

課題

- 天然ガス利用促進を通じた二酸化炭素排出量抑制の啓発
- 資源の有効利用の促進

８ お客様サービス

（１）お客様センターの設置

お客様の利便性の向上を図るため、これまでお客様サービスの多様化に努めてきました。主な導入実績は以下のとおりです。

また、経営の効率化とお客様サービスの向上を図るため、平成22年４月に「企業局お客様センター」を開設しました。お客様センターでは開閉栓などの受付業務や料金収納業務及び検針業務などを民間委託により行っています。

【これまでの主な導入実績】

○昭和39年	口座振替の実施
○平成元年	ハンディターミナル（検針用）の導入
○平成16年	コンビニエンスストア収納の導入
○平成24年	クレジットカード払いの導入
○平成26年	開閉栓申し込みの電子申請の導入

平成31年度の大津市ガス特定運営事業等の開始により、ガス料金の設定・徴収等は新会社の業務分担となりますが、今後もお客様の利便性を確保するため、効率的な料金収納などの取り組みの推進に努めます。

＜企業局お客様センター＞

（２）広報・イベント活動

お客様に都市ガスに関する様々な情報をお知らせするため、企業局広報紙「パイプライン」（年4回発行）、企業局ホームページなどで情報提供を行っています。また、お客様にガス事業への理解を深めていただくために、毎年、様々な体験ができるイベントを開催し、加えて、学習機会の充実及び意識啓発を図ることを目的に、お客様からのご要望に応じて出前講座を開催しています。

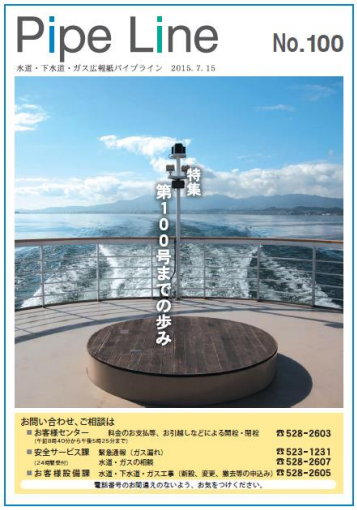

＜企業局広報紙「パイプライン」＞

＜出前講座の様子＞

（３）高齢者宅安全点検の実施

高齢者のお客様に安全で安心して都市ガスをお使いいただくために、ひとり暮らし等高齢者宅の安全点検を、毎年、上下水道の点検とあわせて地域毎に実施しています。

課題

- 広報活動の充実
- お客様の利便性の確保

⑨ 経営の状況

（１）財政状況

これまでの本市のガス事業においては、経費の削減等効率的な経営に努めることで、純利益※26を計上し続けてきました。また、経常収支比率※27については、平成25年度の料金値下げ改定後、一時的に低下しましたが、平成27年度以降は上昇傾向となり、過去より毎年度100%以上を維持しています。

ただし、ガス導管の経年化や災害対策など、安全、安心で安定した都市ガスの供給を維持していくためには、今後も多くの費用が必要となることから、引き続き業務内容の見直しや民間委託の推進などにより経費の削減や経営の効率化を進める必要があります。

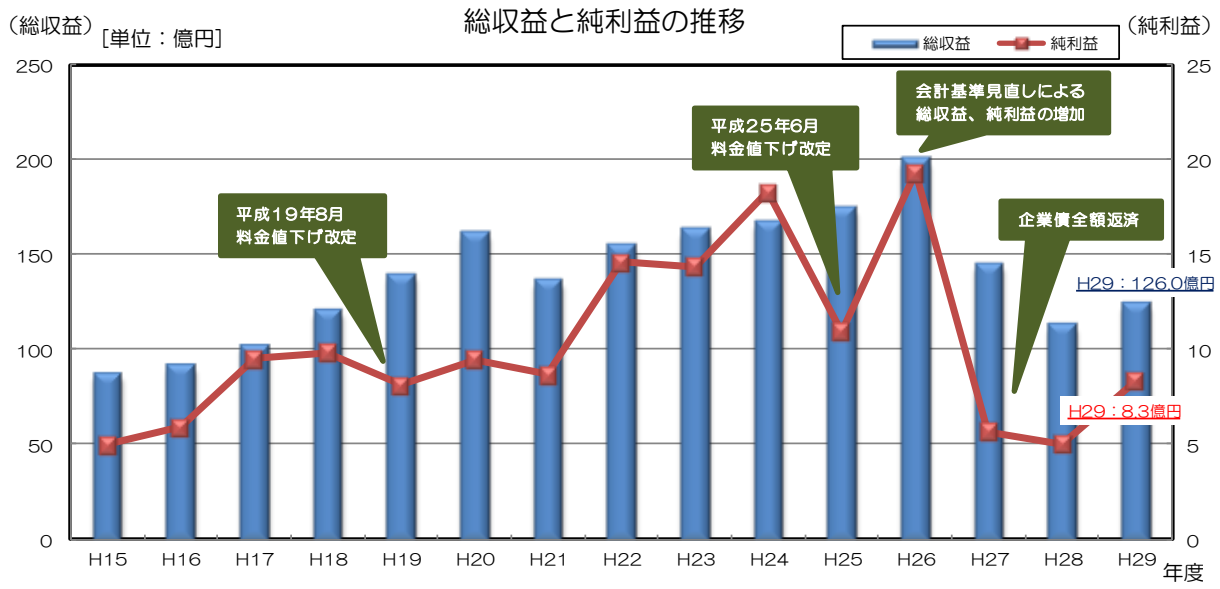

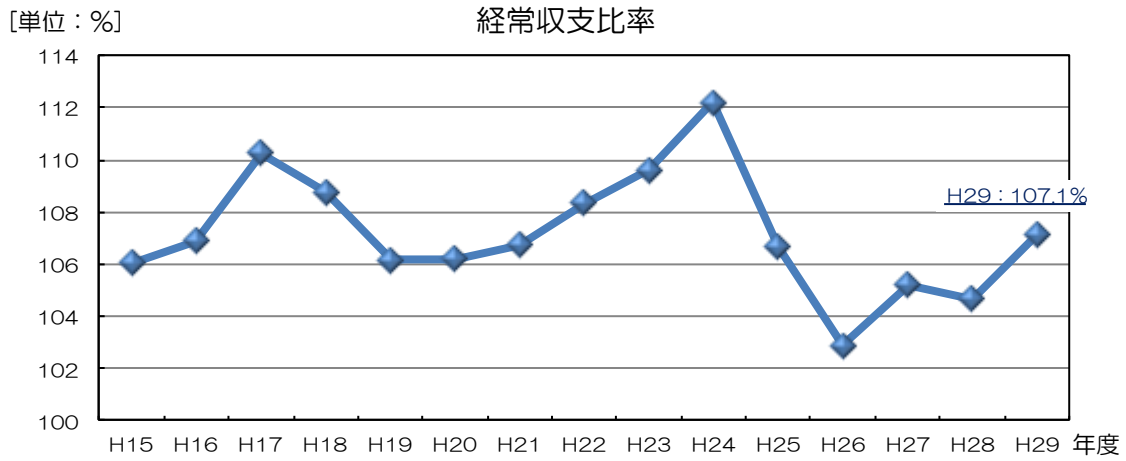

（２）経営の効率化

常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図ることは、公営企業に課せられた使命であります。

本市では、第１章１（１）「当初策定時の策定趣旨」にあるように、以前から本計画を本市ガス事業運営の指針として執行管理することで健全経営の維持に努めています。

①　資金の運用管理

平成27年度において、資金調達及び資金運用についての管理方針を定めるとともに、資産の安全性及び効率性の実現を図ることを目的として、資金管理プロジェクトを立ち上げました。運用面では、可能な限り多くの運用収益を得るため、定期預金や有価証券による運用を行い、保有債券の受取利息以外にも、債券の売却に伴う売却益を獲得しました。また、ガスの小売全面自由化を見据え、企業体力をつけるため、約19億５,300万円の企業債※28の一括繰上償還を実施した結果、平成27年度末以降、企業債残高は無くなり、無借金となっています。

②　定員管理の適正化

本市は、水道・下水道・ガスの３事業を経営しているため、企業局全体として目標を定め、定員管理の適正化に努めてきました。限られた人員の中で安定的かつ効率的な経営を実施し、経営環境の変化に応じた組織体制を確立するよう努めています。

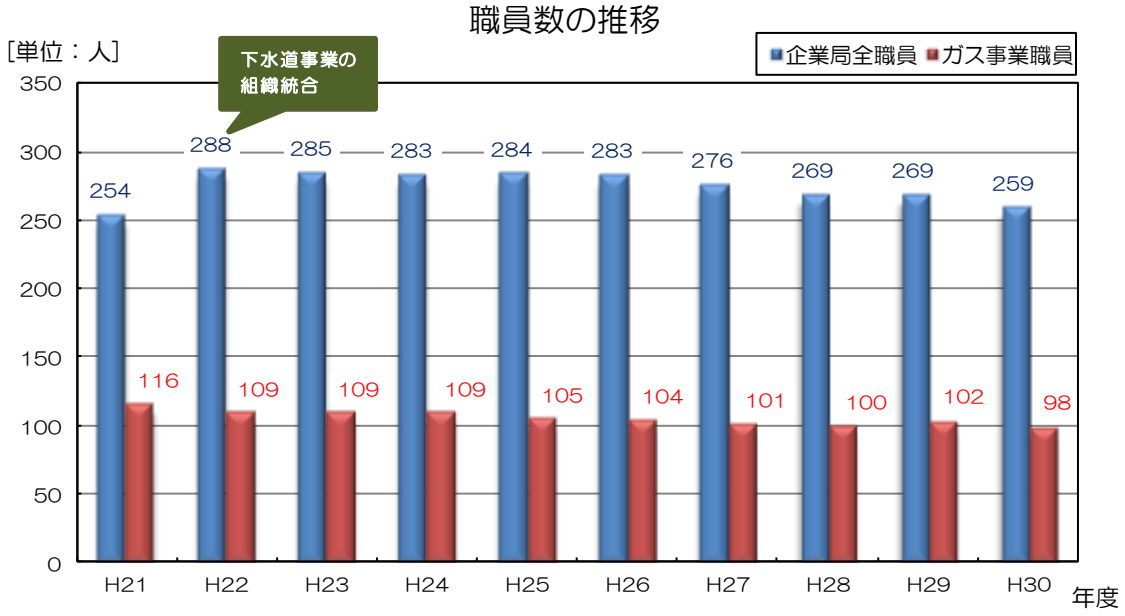

③　人材育成

本市では、職場内研修を人材育成の中心とし、職場内研修と自己啓発を有機的に関連づけ、意欲的に業務ができる人材の育成を行い、活力ある組織づくりを目指しています。

昭和62年に開設した研修センターや外部研修機関などの活用、また、他の事業者との合同研修などによって、ガス事業職員が減少している状況においても、技術の継承及び技術の向上を図り、専門的知識を有する職員の育成に努めています。

＜職場内研修の様子＞

④　民間的経営手法の導入

お客様ニーズに柔軟に対応し、質の高いサービス提供を行うことを目的とした「㈱大津ガスサービスセンター※29」を平成５年に、修繕業務の効率化と体制強化を目的とした「㈱パイプラインサービスおおつ※30」を平成12年に、それぞれ本市も出資を行い設立しました。平成18年には開閉栓業務を、平成19年には検針業務を全面的に民間委託し、更なる経営の効率化を図るため、平成22年４月に「企業局お客様センター」を開設して、開閉栓業務、検針業務、窓口業務及び料金収納業務を包括的に民間委託するなど、これまでも効率的な経営手法を導入してきました。

平成30年11月には、ガス小売全面自由化や緊急保安体制の維持に対応するため、大津市ガス特定運営事業等を実施する新会社を官民共同出資により設立しました。

⑤　水道事業及び下水道事業との連携

水道・下水道・ガスの３事業を経営している特性を生かし、総務・経理部門を一元化し、工事については３事業の共同工事を行うことで、経費の削減に努めています。

また、３事業の連携を強化するため、平成27年度には、水道部とガス部を組織統合し、さらに平成29年度から水道ガス部と下水道部を統合し、「技術部」と「施設部」に再編することで、更なる業務の効率化を進めています。

課題

- 職員のスキルアップ、技術の継承
- 水道事業や下水道事業との連携による更なる業務の効率化

⑩ ガスの小売全面自由化と大津市ガス特定運営事業等の開始

経済産業省では、「ガスシステム改革小委員会」を設置（平成25年11月）し、ガス事業の特性を踏まえつつ、ガス利用の将来性を見据え、ガスの小売等におけるお客様の選択肢拡大と競争活性化等のあり方について検討を行いました。同委員会の報告を受けて、ガス事業法が改正され、平成29年４月にガスの小売全面自由化が開始されました。

これにより、小売全面自由化前の一般ガス事業は、ガス小売事業と一般ガス導管事業に区分され、一般家庭用を含む全てのお客様に対し、他の小売事業者が本市のガス導管を使用して、ガスを販売することが可能となりました。（P.29参照）

本市では、ガスの小売全面自由化による経営環境の変化や人材・組織面の脆弱化などのガス事業が抱える課題に対し、最適な事業の運営形態について検討を進めてきた結果、大津市ガス特定運営事業等を開始することとしました。

（１）ガスシステム改革（ガスの小売全面自由化）の目的

都市ガスが低廉かつ安定的に供給され、消費者に多様な選択肢が提示される仕組み等をつくるためのものです。

《ガスシステム改革の目的》　【資源エネルギー庁ＨＰから】

①　天然ガスの安定供給の確保

ガス導管網の新規整備や相互接続により、災害時供給の強靭化を含め、天然ガスを安定的に供給する体制を整備。

②　ガス料金の最大限抑制

天然ガスの調達や小売サービスの競争を通じ、ガス料金を最大限抑制し、国民生活を改善。

③　利用メニューの多様化と事業機会拡大

利用者が、都市ガス会社や料金メニューを多様な選択肢から選べるようにし、他業種からの参入、都市ガス会社の他エリアへの事業拡大等を通じ、イノベーションを発生。

④　天燃ガス利用方法の拡大

導管網の新規整備、潜在的なニーズを引き出すサービス、燃料電池やコージェネレーションなど新たな利用方法を提案できる事業者の参入。

（２）ガスの小売自由化の変遷

平成７年のガス事業法改正以降、段階的に自由化の領域が拡大しており、平成29年４月からは小売事業が全面的に自由化されました。これにより、すべてのお客様が都市ガスの小売事業者を自由に選択することが可能となりました。

自由化対象　規制対象

改正ガス事業法施行年月	自由化領域と規制領域 （多い）← ← ← ← ←（年間ガス使用量）→ → → → →（少ない）	
平成7年3月	200万㎥/年以上 （大規模工場等）	200万㎥/年未満
平成11年11月	100万㎥/年以上 （製造業・大規模商業施設等）	100万㎥/年未満
平成16年4月	50万㎥/年以上 （中規模工場・ホテル等）	50万㎥/年未満
平成19年4月	10万㎥/年以上 （小規模工場・ビジネスホテル等）	10万㎥/年未満
平成29年4月	すべてのお客様 （一般家庭・小口業務用等）	

（３）ガス小売全面自由化に伴う本市小売事業への影響

平成29年４月のガス小売全面自由化に伴い、年間ガス使用量10万㎥以上の大口のお客様をはじめ、他ガス小売事業者への契約切替（スイッチング）が発生しています。

本市のガス事業は公営事業であるため、法的な制約により、ガス事業以外の附帯事業や他業種とのセット販売を自由に行うことができない状況にあります。また、機動的な料金設定が困難であることから、他ガス小売事業者への契約切替が進み、経営状況が悪化することが予想されます。

（４）大津市ガス特定運営事業等の開始

（３）の課題に対し、第１章①（２）「本計画の改訂あたって」にもあるように、外部有識者で構成する「大津市ガス事業の在り方検討委員会」の答申を受けました。また、この答申に基づき取りまとめた「大津市ガス特定運営事業等実施方針」等に基づき、平成30年４月に民間事業者の公募を開始し、選定の結果、大阪ガス株式会社（代表企業）・JFEエンジニアリング株式会社・水道機工株式会社のグループをパートナー企業（優先交渉権者）として決定しました。今後は、パートナー企業と本市の共同出資により設立された新会社が、大津市ガス特定運営事業等を実施することとなります。

これにより、本市が長年にわたり蓄積してきたガス事業運営における経験等に加え、パートナー企業の民間事業者としての経営手法や様々なノウハウ等を最大限活用することで、両者の相乗効果が発揮され、厳しい経営環境の中においてもお客様に、安全、安心で安定したガス供給を継続していくことを目指します。

なお、新会社が本市との契約や要求水準書等に基づき適正に運営されているかを監視・検証（モニタリング）していく必要があります。

課題

・新会社の経営状況等の適切なモニタリング